欧州特許庁及び口頭審理:最新情報

2020年11月10日、直近の欧州特許庁(European Patent Office, "EPO") 長官の決定が発表されました。異議部(opposition division)における口頭審理は、ビデオ会議の利用を妨げるような「重大な事由」がある場合を除き、ビデオ会議により行われると決定されています。当該決定は、2021年1月4日以降に行われる予定の異議部における全ての口頭審理に適用されます。

新型コロナウィルス (COVID-19) 感染拡大の影響による中断で、弊所 2020 年 7 月ニュースレターにてご報告しましたように、欧州特許庁 (EPO) では、審査部 のみならず、異議部においても、少数例では審判部においても、口頭審理がますますより多く利用されるようになりました。

審査部における口頭審理は現在、口頭証拠が必要であるなどの「重大な事由がある」場合を除き、原則、ビデオ会議により行われています。重大な事由がある場合に、口頭審理の開催は、2021年9月15日以降に延期されます。一般論として、審査部における口頭審理は、当面の間、引き続きビデオ会議により行われると予期されます。

異議部に関しては、2020年4月14日付で発表されたEPO長官の決定に従って、ビデオ会議による口頭審理を行う試行プロジェクトが初めて導入されました。導入当初、異議部の裁量及び当事者全員の同意が必要でしたが、2020年11月10日付で発表された直近のEPO長官の決定によれば、この試行プロジェクトは、2021年1月4日以降に行われる予定の異議部における全ての口頭審理に適用されます。試行プロジェクト自体は、2021年9月15日まで延長され、異議部における口頭審理は、「重大な事由がある」場合を除き、ビデオ会議により行われます。

また、重大な事由があってビデオ会議を利用できない場合に、口頭審理の開催は、2021年9月15日以降に延期されます。

重大な事由という要件で、EPO 構内で口頭審理を行うことがほとんどなくなるように見えますが、当事者の請求によっては依然として可能です。しかしながら、そのような請求が拒絶された場合、拒絶に対して別個の不服申立を行う機会は与えられず、当事者は、拒絶の理由を通知されるだけです。この直近の EPO 長官の決定により導入されたプラクティスにおける変更は、異議部の人員、当事者及びその代理人並びに当事者又は代理人に同行出頭する者だけでなく、一般の方もまた、遠隔地にいながら参加することを促進します。

確かに、審査部における口頭審理と異なって、異議部における口頭審理は通常、公開されます。ビデオ会議により行われる異議部における口頭審理の進行を把握するために、一般の方は、事前に(EPOの電子メールアドレスsupport@epo.orgまで電子メール経由で)EPOに連絡し、対象案件番号、口頭審理日、請求者の氏名及び電子メールアドレスを示しておけば、EPOはそれに応じて、請求者が示した電子メールアドレスまで口頭審理の接続の詳細について知らせます。EPOのウェブサイトからは、より多くの情報が入手でき、全ての口頭審理の日程表も確認できます。

審判部における口頭審理も現在、ビデオ会議により行われることが可能ですが、差し当たり、全ての当事者の同意が得られた場合のみになります。ビデオ会議により行われる審判部における口頭審理に対するこの要件の変更及び更なる法的説明も予期されます。実際に、審判部の手続規則(Rules of Procedure of the Boards of Appeal 2020(RPBA 2020))に新たに第15条aを追加するという提案が2020年11月13日に公開されました。公開コメントの受理は、2020年11月27日までとされました。その提案によれば、一部の人(当事者、代理人、同行出頭者、審判部の人員)が直に参加し、一部の人がビデオ会議経由で参加するという

「ハイブリッド」形式の口頭審理が導入され得ます。また、興味深いことに、当該提案によれば、特別な事情において、審判部長官は、当事者、代理人又は同行出頭者がビデオ会議により口頭審理に参加することを決定し得ます。大衆がこの提案に賛成するか、そうでない場合に新たな第15条aは、審判部の手続規則に追加されるか、どの範囲で追加されるかが注目されています。